

○勝山市ホームページバナー広告掲載要綱

(平成 22 年 3 月 5 日告示第 77 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、勝山市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)へのバナー広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 勝山市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(種類)

第 3 条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な範囲)

第 4 条 市ホームページに広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲については、広報紙「広報かつやま」広告掲載取扱要綱(平成 20 年勝山市告示第 108 号)第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

(規格)

第 5 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50 ピクセル・横 160 ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメ不可)・JPEG
- (3) データ容量 8 キロバイト以下

(禁止表現)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する表現が含まれる広告については、掲載しないものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれのあるもの
例 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの
例 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンボックス等
- (3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
- (4) バナーの内容とリンク先の内容に関連のないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の表現として適当でないと市長が判断したもの

(掲載位置及び枠数)

第 7 条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとする。

2 広告を掲載する枠数は、5 とする。

(掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間の単位は、1箇月とする。ただし、掲載を開始する日は、掲載希望月の1日とする。

2 市長は、広告主の申込みにより、複数月の掲載を認めることができる。

(原稿の作成)

第9条 広告の原稿は、すべて広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載の申込み)

第10条 市ホームページへの広告主は、勝山市ホームページ広告掲載申請書(様式第1号)により、申し込むこととする。

(審査)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等について、勝山市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう審査する。

2 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令等に反している、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して当該広告の変更を求めることができる。

(掲載の決定)

第12条 市長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告主に勝山市ホームページ広告掲載(非掲載)決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 市長は、広告数が第7条第2項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

なお、同順位のものについては、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前2号に規定するもののほか私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

4 前項の規定により順位を決定してもなお広告数が第7条第2項に規定する枠数を超えるときには、抽選により決定する。

(広告原稿の作成)

第13条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料については、次のとおりとする。

なお、消費税は含むものとする。

(1) 広告主が勝山市内に事業所を有する場合 1枠につき月額5,000円

(2) 前号に規定する場合以外の場合 1枠につき月額10,000円

2 広告主は、前項に規定する広告掲載料を、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通告その他の手続を要することなく、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 広告主、広告の内容、デザイン又はリンク先ホームページの内容等が、法令等に反していると判明したとき又はそのおそれがあると認められたとき
- (3) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲載料の還付)

第 16 条 市長は、前条第 3 号に規定する場合で広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日以降の日数で按分し、10 円以下を四捨五入した額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(掲載の取下げ)

第 17 条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、勝山市ホームページ広告掲載取下げ申請書(様式第 3 号)により市長に申請しなければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、第 8 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定により複数月の広告掲載料が既に納付されている場合は、当該広告掲載料のうち広告掲載の取下げの申請があった日の属する月の翌月以降の月に係る金額を還付する。

(掲載期間の延長)

第 18 条 広告掲載期間内に、勝山市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、勝山市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第 19 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、すべて広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第 20 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに勝山市の担当部署に連絡するものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 10 条関係)

勝山市ホームページ広告掲載申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 12 条関係)

勝山市ホームページ広告掲載(非掲載)決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 17 条関係)

勝山市ホームページ広告掲載取下げ申請書

[別紙参照]